

令和7年6月30日に、福井県全域で盛土規制法の規制区域が指定されます。

規制区域指定後は一定規模以上の盛土等は都道府県知事等への許可申請または届出が必要です。

※ 福井市内については、中核市である福井市が許可等の手続き等を行います。

規制区域

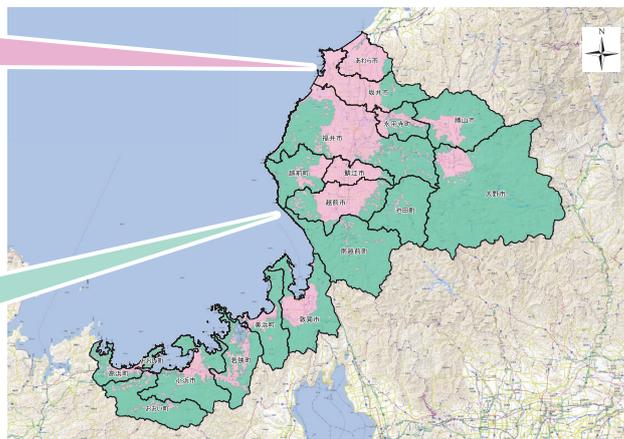
※規制区域は「宅地造成等工事規制区域」と「特定盛土等規制区域」の2種類があります。

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、人家等がまとまって存在し、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

特定盛土等規制区域

市街地や集落からは離れているものの、地形等の条件から盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア



許可対象となる盛土等の規模

規制区域の種類により、許可の必要な盛土等の規模が異なります。

〈土地の形質の変更(盛土・切土)〉

赤文字 宅地造成等工事規制区域 青文字 特定盛土等規制区域

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

〈一時的な土石の堆積〉

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

※特定盛土等規制区域については、許可を要する規模未満の盛土等でも、一定規模以上は届出が必要です。
※規制区域指定時にすでに施行中の盛土等で一定規模以上のものは届出が必要です。

許可申請から工事完了までの流れ



許可申請前

1

- 土地の所有者等全員の同意
- 周辺住民への事前周知

工事完了

4

- 完了検査
安全基準への適合について検査

許可申請・許可

2

- 許可基準への適合
許可基準
 - ▶災害防止のための安全基準に適合すること
 - ▶工事主が必要な資力・信用を有すること
 - ▶工事施行者が必要な能力を有すること
 - ▶土地の所有者等全員の同意を得ていること
- 都道府県知事等の許可
都道府県知事等は、工事主の氏名、盛土等が行われる土地の所在地等を公表

工事着手

3

- 現場での標識掲出
工事現場の見やすい場所に、当該工事に係る許可を受けている旨の表示
- 定期報告*
工事の施工状況について、定期的に報告
- 中間検査*
工事完了後に確認困難となる工程について検査
※一定規模以上の盛土等が対象です。

- ・都市計画法に基づき開発許可された宅地造成は、盛土規制法の許可を受けたものと見なされます。
- ・ただし、見なし許可となる宅地造成においても、盛土規制法に基づく「**技術的基準への適合**」、「**中間検査**」、「**定期報告**」が必要となります。

無許可での盛土 や 検査の受検義務違反等があった場合は、懲役刑、罰金刑などの**罰則の対象**となります。

申請窓口

※担当部署と連絡先は県または福井市のホームページをご覧ください。

盛土等の 実施箇所	宅地造成等工事規制区域		特定盛土等規制区域	
	盛土、切土又は土石の堆積の面積		盛土、切土又は土石の堆積の面積	
	1ha未満	1ha以上	1ha未満	1ha以上
福井市	福井市役所			
永平寺町	福井土木事務所	県庁 都市計画課	福井農林総合事務所	県庁 都市計画課
あわら市	三国土木事務所		坂井農林総合事務所	
坂井市			奥越農林総合事務所	
大野市	奥越土木事務所			
勝山市				
越前市				
池田町	丹南土木事務所		丹南農林総合事務所	
南越前町				
鯖江市	丹南土木事務所 鯖江丹生土木部			
越前町				
敦賀市	敦賀土木事務所		嶺南振興局（二州）	
美浜町				
若狭町（旧三方町）				
若狭町（旧上中町）				
小浜市	小浜土木事務所		嶺南振興局（若狭）	
高浜町				
おおい町				

盛土規制法に関する詳しい内容や、「規制区域の詳細」、「申請の手引き」、「盛土規制法の説明動画」等は、県または福井市の担当課のホームページをご覧ください。

【問合せ先】
福井県
土木部 都市計画課
TEL：0776-20-0498



福井市
都市政策部 都市計画課
TEL：0776-20-5450

